

顎微授精の説明書

治療の必要性/適応について

原則として、顎微授精は、これ以外の医療行為によっては妊娠成立の見込みがないと判断される場合に行われる治療です。

具体的には、

- ・体外受精を行ったが受精卵が得られなかつたり、良好胚が得られなかつたりした場合
 - ・精子濃度が極めて低い、精子運動性が極めて不良など、高度男性因子がある場合
 - ・精巣内精子、精巣上体精子を用いる場合
- などが適応となります。

方法

顎微授精(ICSI)の手技

採卵した卵を前処理した後、顎微鏡下で保持します。この卵に同じく前処理した精子を細いガラス管で注入します。この方法により受精能の低い精子でも受精させることができますようになってきました。

精液中に精子が全く見つからない場合には、精巣から組織を採取してその中から精子を回収し、顎微授精を行う方法(TESE－ICSI)もあります。

採卵数が多く、精子に受精能力がある可能性も否定できない場合に、採卵した卵を2組に分けて半分を通常の受精方法、半分を顎微授精にすることがあります。

顎微授精の前の検査

体外受精の前の検査と同様ですが、男性不妊の原因の検査と治療のため、泌尿器科の男性不妊症の専門医の受診をおすすめする場合があります。

顎微授精に伴う危険性・合併症

卵巣刺激/排卵誘発、採卵手術、胚移植の日程や方法、これらの処置に伴うリスクは、通常の体外受精・胚移植と同様ですので、そちらの説明書、同意書をご参照下さい。

・顎微授精の児への影響

自然妊娠で出生した児が先天的な異常をもつ確率は3-5%と報告されています。顎微授精の次世代への影響はまだ完全にはわかつていませんが、顎微授精による妊娠で出生した児に先天的な奇形を持つ確率は、自然妊娠と変わらないとの報告があります。日本における平成9年度生殖医学報告調査では、顎微授精による妊娠で出生した児の形態異常発生率は0.5%とされています。重度の乏精子症や無精子症の方の中には染色体や造精機能に関連する遺伝子に異常のある可能性があります。このようなケースで顎微授精を行った場合には、染色体や遺伝子の異常が男の子の赤ちゃんに受け継がれ、結果的にその赤ちゃんも将来男

性不妊となる可能性があります。

採卵後の卵子・精子・胚の培養期間中に、地震、台風、洪水などの自然災害や、そのほかの火災、戦争、暴動などの不可抗力な状況で、損傷、喪失した場合、当院はその責任を負いません。

成績

受精率は、ICSI を施行した卵の約 85%です(当院データ)。新鮮胚移植を用いた移植あたりの妊娠率は 19%で、生産率は 12.6%です (2012 年分体外受精・胚移植等の臨床実施成績より、日本産科婦人科学会生殖医学に関する小委員会)。凍結融解胚移植の成績は含まれておりません。顕微授精を行っても、精子の受精能力が低い、あるいは卵子の質が不良のため、全く受精しない(細胞分裂を起こさない)ことがあります。

成績は年齢によっても大きく異なりますので担当医の説明をよくお聞き下さい。

他の代替的な治療法

本法では受精卵が得られない場合、本法を反復しても妊娠が成立しない場合には、諸外国においては、提供配偶子(卵子、精子)を用いた不妊治療が行われています。しかしながら、日本においては、非配偶者間体外受精に関する社会的合意および法的整備が十分ではなく、現在のところ、日本産科婦人科学会でも認められておりません。また、日本において、限定された施設において提供精子を用いた人工授精が行われておりますが、当クリニックでは現在、人工授精/体外受精いずれについても、提供された配偶子(卵子、精子)を用いた不妊治療を行っておりません。したがって、当クリニックにおいては、顕微授精の代替治療法はありません。

カウンセリング

ご不明な点がございましたら、ご質問・ご相談ください。

個人情報の保護

当院では個人情報保護法に基づいて医療情報の管理を行っており、個人情報の保護に厳重な注意を払っています。体外受精・胚移植法を施行する際にも、個人情報の守秘・プライバシーを尊重します。

なお、医学・医療の向上のために、治療経過(妊娠分娩経過も含め)に関する情報を日本産科婦人科学会に報告しており、治療成績などの統計結果を学会に発表させていただきますが、匿名性を保ち、個人情報の保護に努めます。

倫理

不妊治療を行なうにあたっての医療倫理については、世界医師ジュネーブ宣言、日本産科婦人科学会の会告にしたがって行います。受精卵（胚）の取り扱いは、生命倫理の基本に基づき、慎重に行ないます。また、受精しなかった卵子、正常な発育が見られなかつた胚については、法律や行政の定めるところに従い、丁重に扱つて処遇します。

以下の点につき、あらかじめご了承ください。

- # 廃棄対象となつた胚が他の患者に使用されることはありません。他の人への配偶子提供は行ないません。
- # 顕微授精の実施に際しては、遺伝子操作を行いません。

費用

顕微授精は保険適応ではないため、それに関わる診察料、薬剤費、技術料は自己負担となります。治療内容や方法により費用は変動します。特定不妊治療助成制度：居住している地域により詳細に違いはありますが、体外受精・胚移植法(顕微授精、受精卵の凍結、凍結胚の融解)を受けた方に対し助成金が支給されます。年収の制限など支給に関する制限事項もあります。事前に申請が必要な場合もありますので、詳細についてまだご存知でない方は、居住している地域の自治体にお問い合わせください。

同意の自由

本治療を行なうことに同意いただけましたら、ご署名をお願いします。同意するかどうかは患者さん方が自由に選ぶ権利があり、同意しなくともそれによる不利益を被ることは一切ありません。また、同意書にご署名いただいた後でも、いつでも意見を変えることができます。ご質問がありましたらいつでもお尋ねください。